

知的財産基本法（案） 骨子

第一章 総則

一 名称

知的財産基本法（仮称）

二 目的

内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の低下が懸念される状況であることを踏まえ、知的財産を中核とした付加価値の高い事業活動により健全で活力ある経済社会を実現することが緊要な課題であることにかんがみ、知的財産の創造、保護及び活用に関し、①基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務等を明らかにし、②並びに知的財産戦略本部を設置するとともに、③知的財産の創造、保護及び活用に関する戦略計画の作成について定めることにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進すること

三 定義

（一）知的財産… 発明、考案、植物新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的営みにより生み出されるもの（自然法則又は自然現象であつて発見・解明されたものを含む）、商標、商号等商品又は営業を表示するもの及び営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四

十七号) 第二条第四項に規定する営業秘密をいう。)

(二) 知的財産権…特許権、実用新案権、育成者権、著作権
その他知的財産に係る法律上定められた
権利及び法的保護がなされるべき権利

四 基本理念

- ① 付加価値の高い知的財産が豊富に生み出され、それが適切に保護されるとともに経済社会において積極的に活用されることを通じて、広く国民がその恵沢を享受するとともに新たな知的財産の創造を促し、もって国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造及び発展に寄与すること
- ② 事業再構築による我が国産業の活力の再生、新たな事業の創出及び就業機会の増大をもたらし、もって経済構造改革の推進及び産業の国際競争力の強化に寄与すること

五 責務等

(一) 国の責務

- ① 国は、右の理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を策定し、及び実施する
- ② 事業意欲のある中小企業者に対し、特別の配慮

(二) 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する

(三) 大学等の責務等

- ① 大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成

並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努める

② 国及び地方公共団体は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策で大学（大学、高等専門学校及び大学共同利用機関をいう。）に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他大学における研究の特性に配慮

（四）事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、積極的かつ主体的な知的財産の創造、保護及び活用を通じて生産性の向上、事業基盤の強化等を図るよう努める

（五）情報の提供等

国は、知的財産の創造、保護及び活用に関する情報化を図り、知的財産に関する情報の提供等を通じて基本理念に関する国民の理解を深めるとともに、内外の動向の調査及び分析を行い事業者に必要な情報を提供するよう努める

（六）連携の強化等

国は、国、地方公共団体、大学等及び事業者が相互に連携を図りながら協力することにより、知的財産の創造、保護及び活用が効果的になされることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化その他必要な施策を講ずる

六 法制上の措置等

政府による必要な法制上又は財政上の措置その他の措置

第二章 基本的施策

① 研究開発の推進

科学技術基本法に規定する科学技術の振興に関する方針に配慮しつつ、創造性豊かな研究者の確保及び養成、研究

施設等の整備並びに研究開発に係る資金の効果的な使用その他研究開発の推進に必要な施策を講ずること

② 研究成果の移転の促進等

大学等において研究成果が適切に管理されるときもに事業者へ円滑に移転されるよう、大学等からの技術移転事業の促進その他必要な施策を講ずること

③ 権利の付与の迅速化等

イ 発明、意匠、商標等国の登録により権利が発生する知的財産について、早期に権利を確定することにより事業者が円滑な事業活動を推進できるよう、権利の付与等に係る手続の迅速かつ的確な実施に必要な施策を講ずること

ロ 右の措置を講ずるに当たり、権利の付与等に係る手続を迅速かつ的確に実施できるよう、事業者の理解と協力を得るよう努めること

④ 訴訟手続の充実及び迅速化等

知的財産権に関する事件について訴訟手続の一層の充実及び迅速化並びに裁判外における紛争処理制度の拡充を図るために必要な施策を講ずること

⑤ 権利侵害への措置等

イ 国内において知的財産権を侵害するもの及び本邦に輸入され知的財産権を侵害する物品について、関係団体等との緊密な連携協力体制の下、必要な措置を講ずること

ロ 本邦内に住所又は居所を有する個人及び主たる事務所を有する法人（「法人等」という。）に属する知的財産権

が外国において適正に保護されない場合には、当該国政府、関係国際機関及び関係団体と状況に応じて連携を図りつつ、必要な措置を講ずること

⑥ 国際的な制度の構築等

知的財産に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、国際的に整合のとれた知的財産に係る制度を各国政府と共同して構築するとともに、知的財産の保護に関する制度が十分に確立されていない国又は地域において、法人等が迅速かつ確実に知的財産権を取得し又は行使できる環境が整備されるよう必要な施策を講ずること

⑦ 新分野における知的財産の保護等

イ 技術革新の進展が著しい分野における研究開発の有用な成果の適正かつ早急な保護を図るため、審査手続の改善その他必要な施策を講ずること

ロ 情報通信技術の進展により、知的財産の利用方法が多様化することにかんがみ、知的財産権を有する者を適正に保護できるよう、権利の内容の拡充その他必要な施策を講ずること

⑧ 競争促進への配慮等

知的財産の保護を行うに当たり、その公正な利用及び公共の利益の確保に留意するとともに、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の自由な事業活動及び新規参入の機会等を確保することにより、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発達に資するよう配慮すること

⑨ 事業者の活力が十分に発揮されるための環境の整備

事業者が知的財産を積極的かつ主体的に創造、保護及び活用することにより、新たな事業の創出及び円滑な事業活動が展開できるよう、事業者に参考となるべき営業上の指針の作成その他事業者の活力が十分に発揮されるための環境の整備に必要な施策を講ずること

⑩ 学習の振興等

国民が広く知的財産に対する理解と関心を深めることにより、知的財産の創造、保護及び活用が尊重される社会を実現できるよう、知的財産に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講ずること

⑪ 人材の確保等

知的財産の創造、保護及び活用を促進するため、大学等及び事業者と緊密な連携協力を図りながら、知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずること

第三章 知的財産戦略本部

(一) 設置

内閣に、知的財産戦略本部を設置

(二) 本部の所掌事務

① 知的財産の創造、保護及び活用に関する戦略計画の作成及びその実施を推進

② 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議並びにその施策の実施の推進に関すること

(三) 本部の組織

- ① 知的財産戦略本部長：…内閣総理大臣
- ② 知的財産戦略副本部長：…国務大臣
- ③ 知的財産戦略本部員：…本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣並びに学識経験者のうち内閣総理大臣が任命する者
- ④ 本部の事務は内閣官房において処理

第四章 知的財産戦略計画

(一) 本部による知的財産戦略計画の作成

(二) 知的財産戦略計画の内容

- ① 知的財産の創造、保護及び活用のために政府が集中的かつ計画的に実施すべき施策に関する基本的な方針
- ② 知的財産の創造に関し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策
- ③ 知的財産の保護に関し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策
- ④ 知的財産の活用に関し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策
- ⑤ 知的財産に関する学習の振興等及び人材の確保等に関し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策
- ⑥ ①～⑤に定めるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を政府が集中的かつ計画的に推進するために必要な事項

(三) 知的財産戦略計画に定める施策には、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を明記

(四) 本部は、適時に、右の目標の達成状況を調査し、その結果を公表

(五) 本部は、少なくとも毎年度一回、戦略計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更

附則

(一) 施行期日

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において
政令で定める日

(二) 検討

法律施行後三年以内に、施行状況について検討を加え、
その結果に基づいて必要な措置を講ずること